

3 肝炎医療費助成の実施 (B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度)

○概要

B型・C型ウイルス肝炎のインターフェロン治療、B型ウイルス肝炎の核酸アナログ製剤治療及びC型ウイルス肝炎のインターフェロンフリー治療を行う者を対象として、医療費の一部を助成し、患者の経済的負担の軽減により早期治療の促進を図る。

○新規認定状況

(単位:件)

	インターフェロン			B型核酸アナログ (更新含む)	インターフェロン フリー (再治療含む)
	単剤・2剤	3剤併用	合計		
27年度	188	111	299	5,632	7,666
28年度	77	5	82	5,730	4,273
29年度	37	0	37	6,330	2,646
30年度	43	0	43	6,600	2,260
令和元年度	29	0	29	6,723	1,595
令和2年度	20		20	5,452	825

* 令和2年度は、4月～12月までの実績

* インターフェロン3剤併用療法は、令和2年4月から医療費助成対象外となった。

4 肝がん・重度肝硬変治療研究の促進

(肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業)

○目的

B型C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目指した、肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための仕組みを構築する。

○事業開始

平成30年12月

○対象者

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者(年収約370万円未満を対象)

○対象医療

肝がん・重度肝硬変の入院医療とし、過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が4か月を超えた場合に、4か月目以降に高額療養費の限度額を超えた月に係る医療費に対し、公費負担を行う。

【弾力化に伴う制度改正について】

これまで、認定要件となる入院関係医療費については「都道府県が指定する肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関」で発生していることが必要でしたが、「指定医療機関以外」で発生した入院関係医療費でも3月に算入することが可能となりました(最も遡った場合であっても平成31年2月までのもの)。

ただし、認定後に医療費助成を受けるためには「指定医療機関」における入院関係医療費であることが必要です。

○自己負担限度額

国の1万円に加え、住民税非課税世帯に対しては、自己負担額をなしとする。

○都が指定する指定医療機関数

65か所(令和3年3月1日現在)

○新規認定件数

32件(事業開始～令和3年2月28日まで)

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の概要と、事業の見直し(案)

現行制度の要件

- ・ **所得制限あり** (年収約370万円以下が対象)
- ・ 肝がん・重度肝硬変の**入院医療のみ**が対象 (通院は対象外)
- ・ 公費による助成の対象となるのは、**入院4月目**以降であって高額療養費制度を適用した後の自己負担額 (※)
(患者の自己負担は、月額1万円)

(※) 入院過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が既に3月以上ある場合に、入院4月目以降に高額療養費の限度額を超えた月に係る医療費に対し、公費負担を行う。

事業見直しの背景

- 本事業については、国費で14億円の予算を確保している (※1) もの、助成実績が当初見込みを大幅に下回っている状況にある。 (※2)

(※1) 財源負担は、国：都道府県 = 1 : 1

(※2) 事業開始当初は、本事業の対象者を月7,200人と想定していたものの、実際の助成人数は月平均約60人となっている。

- このような状況も踏まえ、日本肝臓病患者団体協議会等から**要件緩和の要望**がなされてきた。
- これらを踏まえて、令和元年度においては、
 - ・ 引き続き事業の周知を図るとともに、
 - ・ 本事業についての実態把握を行うこととし、実態を踏まえた事業のあり方などについて検討することとしたうえで、
 - ・ まずは応急的対応として、助成の必要な患者が円滑に制度につながるよう、運用の弾力化 (※3) を行った。(R2/1/1施行)

(※3) 従来は、1月目から4月目まですべて指定医療機関で入院することを助成要件としていたため、患者が指定医療機関以外の医療機関で入院し4月目も同じ医療機関に入院した場合、指定医療機関ではないために助成を受けることができなかった。そうした状況が生じないようにするために、

- ・ 入院3月目までは指定医療機関以外の医療機関での入院を可能としたうえで、
- ・ 入院4月目までに指定医療機関となるよう、都道府県が個別に当該医療機関に対して指定申請の働きかけを行う。

見直し案

- ① : **通院治療 (分子標的薬を用いた化学療法※1) の対象化** (※1 動注化学療法による通院治療を含む。)
- ② : **対象月数の短縮 (「入院4月」から「入院又は通院で3月」へ)**

⇒上記の見直しを行い、令和3年4月からの開始に向けて準備を進めている。

見直し後も、本事業の対象治療について、患者の自己負担額は1万円となるよう、公費助成する。

5 職場での肝炎対策の理解推進 (職域向けウイルス性肝炎研修会)

○目的

職域の健康管理担当者等を対象に、ウイルス性肝炎や肝炎対策についての知識を持ち、職域において肝炎の基礎知識や肝炎患者等への偏見の解消、仕事と治療の両立への理解等について普及啓発を行う人材を養成する。また、従業員の肝炎ウイルス検査の受検・検査陽性者の早期受診・肝炎患者の受療を促進するとともに、従業員の仕事と治療を両立するための相談・支援を行う人材を養成する。

○活動内容

- ・事業主、人事管理部門、従業員への普及啓発
- ・職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
- ・肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
- ・肝疾患職域コーディネーターの基本的な役割を果たすために必要な活動
 - *1人で全ての役割を担うのではなく、それぞれの業務の強みを活かして、職域の各部署との連携を図り、従業員の健康管理をサポートする。
 - *職域における個人情報保護を徹底する。

○令和2年度実績

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、Web配信サービスを用いて、事前収録した講義動画を期間限定で配信する形式で実施した。

また、職域コーディネーターの資質向上を目的に、今年度新たに「スキルアップ研修」を実施した。

【視聴期間】令和3年2月22日(月曜日)から令和3年3月5日(金曜日)まで

①コーディネーター養成コース

コース名	申込者数	修了者数	
コーディネーター養成コースⅠ (人事労務担当者等の医療関係の資格を持たない者)	58人	40人	
コーディネーター養成コースⅡ (産業医、保健師等の医療関係の資格を持つ者)	97人	82人	
コーディネーター養成数 合計	155人	122人	(コーディネーター累計:438人)

②コーディネータースキルアップ研修【令和2年度新規】

コース名	申込者数	修了者数
コーディネータースキルアップ研修	64人	56人

(参考)これまでの研修実績

【コーディネーター養成コース】(原則、医療関係の資格を持つ者)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	
受講者	45人	24人	41人	34人	110人	62人	⇒「東京都肝疾患職域コーディネーター認定証」を交付(316名)

【基礎コース】(医療関係の資格を問わない)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
受講者	116人	86人	130人	104人	※基礎コースは29年度で終了